

第6次厚木市行政改革大綱
「あつぎ行政経営プラン」

平成 26 年 12 月

厚 木 市

目 次

1	第6次厚木市行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」策定について	1
(1)	これまでの行政改革の取組	1
(2)	策定の背景	1
ア	社会環境の変化	1
イ	地方分権の動向	2
ウ	厚木市の状況	2
(3)	計画の必要性	2
2	あつぎ行政経営プランの位置付け	3
3	あつぎ行政経営プラン策定の考え方	3
4	3つの重点目標と具体的な取組	3
(1)	強い組織をつくる	3
ア	組織体制の最適化	3
イ	人材育成の推進	4
ウ	組織強化のルールづくり	4
(2)	強い財政をつくる	4
ア	積極的な財源の確保	4
イ	資産の適切な管理、運用	5
ウ	市有財産の有効活用	5
(3)	市民とともに公共サービスを向上させる	5
ア	市民協働の更なる充実	5
イ	行政が保有する情報の有効活用	6
ウ	公平な行政サービスの確立	6
5	計画期間	6
6	推進体制	6
(1)	行政改革調査委員会	6
(2)	行政改革推進本部	6
7	取組の公表	7
8	あつぎ行政経営プランの見直し	7
巻末資料		8
【資料1】	高齢化の推移と将来推計	8
【資料2】	本市の年齢3区分別比較率の推移	8
【資料3】	本市の人口の推移	9
【資料4】	本市の市税収入の推移	9
【資料5】	本市の公共施設の保有量の推移	10

1 第6次厚木市行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」策定について

(1) これまでの行政改革の取組

本市は、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、第1次行政改革（昭和60年度～平成元年度）以降、現行の第5次行政改革（平成24年度～平成26年度）に至るまで積極的に行政改革を推進してきました。

この間、第4次行政改革（平成21年度～平成23年度）では、世界経済の大幅な悪化や直面している少子高齢化の課題に対応するため、市民の皆様との協働を基本として効果的・効率的な行政運営の確立に取り組んだ結果、市民満足度の大幅な向上を達成しました。

また、現行の第5次行政改革では、「スリム化した組織の実現」として、委託化の推進や事務の見直しなどを行うことにより職員の削減を進めることができ、「市民との協働の推進」として、市民協働推進条例など10の条例を市民の皆様とともにつくることで、市民参加によるまちづくりが推進できました。さらに、「強固で持続可能な経営基盤の確立」のために、公共施設の再配置や長寿命化計画を進めるとともに、市債残高を計画的に削減し、健全な財政運営を堅持しています。

このように、全職員が一丸となって簡素で効率的な行政運営に取り組んだことと併せ、全国的にも先進的と言える市民協働の仕組みづくりを重点的に進めてきた結果、日本経済新聞社が平成25年に実施した経営革新度調査で全国1位の評価を得ることができました。

(2) 策定の背景

ア 社会環境の変化

我が国は、少子高齢社会の進展により、平成32年には、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）が29.1%に達し、年少人口（15歳未満の人口）の割合が、11.7%に減少すると見込まれており、人口構造が劇的に変化していきます（巻末資料1参照）。

そのような中、限られた労働力をもって、いかに経済成長を促すか、持続可能な社会保障制度をどう確立するかが課題となっており、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいても、既存施設を有効活用し、コンパクトな大会を目指しているように、限られた資源をいかに有効活用するかが問われる時代となっています。

また、経済のグローバル化や情報通信の高度化、さらには、地球規模での環境やエネルギー問題に直面しているなど、現在は、時代の変革期であると捉えられています。

10の条例 自治基本条例に基づく市民自治を推進し、優先的に取り組むべき市政の課題を解決するために平成23年12月～平成25年12月の期間に順次制定した条例 観光振興条例 子ども育成条例 市民協働推進条例 セーフコミュニティ推進条例 暴力団排除条例 公契約条例 自転車安全利用促進条例 住民投票条例 文化芸術振興条例 里地里山保全等促進条例 さらに、客引き行為等防止条例が平成26年4月1日に施行された。

経営革新度調査 日本経済新聞社が全国812市区を対象に行政運営の革新度合いを、透明度、効率化・活性化度、市民参加度、利便度の4つの要素により調査したものの。

こうしたことから、近年、税制が大きく変化しており、平成 22 年度の税制改革において、「所得控除から手当へ」等の観点から、15 歳以下の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止され、16 歳から 18 歳までの特定扶養親族の控除額が 63 万円から 38 万円に引き下げられました。また、社会保障と税の一体改革により、平成 26 年 4 月に消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられ、平成 27 年 10 月には 10% に引き上げが見込まれるなど、家計における税の在り方も大きく変化しています。

イ 地方分権の動向

近年の地方分権の動向は、平成 23 年から平成 26 年までに 4 次にわたる一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の施行により、権限移譲のほか、地方自治体が実施する多くの事務において、国の義務付け、枠付けが見直され、地域の自主的な行政運営が可能となりました。

また、第 30 次地方制度調査会の答申では、市町村への更なる権限移譲を求めており、それに基づき、特例市制度が廃止され、中核市の要件が人口 30 万人以上から 20 万人以上に緩和されるなどの地方自治法の改正がなされました。これにより、現特例市は、中核市への移行が可能となり、これまで以上に、多くの権限や事務の移譲を受けることが可能となります。

ウ 厚木市の状況

本市においても、人口構造の変化が見込まれており、平成 32 年には高齢化率が 25.9% に達し、年少人口は 11.6% に減少するという更なる少子高齢化の進展が推計されています（巻末資料 2 参照）。また、総人口は、平成 32 年をピークに年々減少すると見込まれており（巻末資料 3 参照）、市の財政状況（巻末資料 4 参照）は、今後も大きな税収の伸びは期待できない状況です。

このような中、昭和 40 年代から 50 年代の急激な人口増加時代に整備された公共施設（巻末資料 5 参照）の老朽化が課題となり、施設の長寿命化や再配置を計画的に進めています。

また、圏央厚木インターチェンジの開設や本厚木駅東口のリニューアルなど、国や民間企業による厚木市の将来の発展を見込んだ投資がなされているほか、さがみロボット産業特区の積極的活用による新たな産業拠点の創出が期待されるなど、中長期的にまちが大きく変わる取組が進んでいます。

(3) 計画の必要性

このような本格化した国の経済政策や社会保障対策、人口減少社会の到来などからも、現在は社会環境の転換期にあると考えられます。

今後、より良い厚木市の未来を築くためには、これまで実施してきた改革を継続しながらも中長期的な経営戦略に主眼を置き、時代の変化に的確に対応できる体制を整えることが重要です。そこで、行政が保有する経営資源である、人（市職員だけでなく地域住民や事業者等との協働を含む。）、モノ（土地、公共施設、自然環

境等)、財源、情報を、どのような仕組みで、どのように配分し、どのように投資するのかといった選択と集中の考えに基づき管理・運用を最適に実施し、組織目標や事業目標を達成する「経営」の視点が必要です。

そこで、このような考えを明確にするために、第6次行政改革大綱については、「あつぎ行政経営プラン」と副題を設けて取り組みます。

2 あつぎ行政経営プランの位置付け

第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」第2期基本計画を着実に推進し、必要な経営資源の最適化を図るための計画とします。

3 あつぎ行政経営プラン策定の考え方

あつぎ行政経営プランは、未来を見据えた取組とすることを主眼に策定しています。経営という視点で行政運営を考えると、短期的に効果を生み出す取組だけでなく、10年先、20年先の将来に効果が現れる取組も必要になります。

また、急激な人口構造の変化や更なる地方分権の推進など将来の課題に対応するためには、今から準備が必要な取組もあります。

そのために、あつぎ行政経営プランに、このような取組を位置付け、確実に実行していくことが必要であることから、別の実施計画を定めます。

4 3つの重点目標と具体的な取組

あつぎ行政経営プランは、未来のために必要な取組として、3つの重点目標を定めます。

(1) 強い組織をつくる

今後、更なる地方分権により事務の増加が見込まれる中で、移譲される事務を適切に実施していく体制や、まちを発展させる機会を的確に捉えて実行する力が必要になってきます。

そのために、長期的な視野に立ち、必要な職員の採用や育成といった人的投資を適切に実施し、職員が最大限の力を発揮できるように、次の取組を実施します。

ア 組織体制の最適化

これまで、スリム化した組織による効率的な執行体制を築くため、事務の委託化、指定管理者制度の活用や職員数の抑制など、全職員が一丸となって取り組んだ結果、簡素で効率的な行政運営を確立することができました。

今後においては、スリム化した組織体制において培った効率的な事務執行の手法をいかながら、地方分権時代における事務の増加に適切に対応するために必要な職員の確保に努めます。

特に、技術職においては、高い専門性が求められるため、技術の継承が適切に行われるよう綿密な計画に基づき採用を行います。

イ 人材育成の推進

組織の力を十分に発揮するためには、組織を構成する「人」の力を最大限に引き出すことが必要です。

現在、研修による能力開発、職場環境の向上、個々の能力や実績を重視した人事評価など、様々な取組を行っているところですが、これまで以上に質の高い行政サービスを提供するためには、職員の更なるスキルアップや意識改革が重要です。

職員一人一人の能力開発は、自己啓発や職員研修などにより進めることができますが、職務に対する意欲の維持・向上には、職員が自ら資質向上を図り、能力を最大限に発揮するとともに組織の活性化が必要です。

なお、職員がやりがいや充実感を感じながら働く一方で、子育てや介護の時間が持てるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

さらに、女性がその能力を発揮し、活躍できるよう、女性の登用に努めます。

ウ 組織強化のルールづくり

組織は、目的達成のため、一定のルールに従って行動することが求められます。

行政組織では特に、災害時等、緊急時の対応をあらかじめ定めた計画が重要になります。災害発生時に応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは全て、一定のレベルを確保するとともに、業務を最短で提供する必要があります。そのため、総合的な業務継続計画（BCP）を策定し、迅速な復旧体制を構築します。

また、通常の事務執行においては、限られた人材を有効活用するため、人的資源の柔軟な活用が求められます。そのため、庁内の応援や部内の人事異動についてのルールをより運用しやすい形に見直し、積極的に活用する体制をつくることで、組織のマネジメント力を強化します。

(2) 強い財政をつくる

将来にわたって安定的に財政運営を行うためには、経営資源の一つである財源を積極的に確保するとともに、適切に管理、運用する必要があるため、次の取組を実施します。

ア 積極的な財源の確保

財源確保のために、事業のスクラップ・アンド・ビルドや見直しによる経費削減を着実に実施し、歳出の抑制を図ります。

また、歳入増加の取組として、広告掲載事業等による自主財源の拡充を図ってきましたが、なお一層の財源の獲得を目指し、効果的な基金運用や資金調達の工

ワーク・ライフ・バランス 働く者の『仕事と生活の調和』という意味です。そのためには企業制度の根幹である就業形態の多様化（短時間就業等）、残業時間縮減などの働く環境条件を整備していく必要があります。

業務継続計画（BCP） 災害・事故で被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に（あるいは、許容される中断時間内に）復旧させる「業務継続」を戦略的に実現するための計画です。

夫をするとともに、さらには、産業振興策などによる税収増についても取り組みます。

さらに、国庫補助金等の制度を積極的に活用し、特定財源の確保に努めます。

イ 資産の適切な管理、運用

市の債権を適切に収納管理するため、引き続き、市民税や固定資産税などの税や国民健康保険料や保育料などの料を確実に収納するための取組を実施します。

また、市債の活用にあたっては、起債額と市債残高とのバランスを考慮し、計画的な管理を行います。

ウ 市有財産の有効活用

未利用、低利用の土地については、これまでも売却や貸付けなど有効活用を図る取組をしてきましたが、今後も継続して実施していきます。

なお、更なる有効活用を図る視点から、広く民間から活用方法を募るなどの仕組みを整備し実施します。

また、最大限に市有財産の価値を引き出すため、行政財産の目的外使用許可をしているものは、入札により収入を上げることができるよう検討するとともに、公共施設等は、本来目的での使用に支障がない範囲において、民間企業等に貸付けをすることによって賃料を得るなどの取組を検討します。

(3) 市民とともに公共サービスを向上させる

更なる市民協働の推進のため、市民の皆様が、主体的にまちづくりに取り組むことができる環境整備を図り、公共サービスの向上につなげていくことができるように、次の取組を実施します。

ア 市民協働の更なる充実

市民協働によるまちづくりを推進するこれまでの取組により、意識は高まっているものと考えられますが、今後も、取組を継続し、公共サービスの向上を目指していくことが必要です。

そのためには、様々な理由で、今は地域活動などに関わるのが難しい人などに対しても、啓発を行うことで、未来における市民協働の更なる充実につなげることが重要です。

また、市民協働の意識の根幹には、地域を愛し、地域に誇りを持つということが重要であると考えられます。そのために、市民の皆様が市の良いところや誇りに思えるところを積極的に周知し、意識の醸成を図ります。

このような市民協働の裾野を広げる取組と並んで、行政と市民それぞれができることをしっかりと話し合うよう努めます。

公共サービス 一般的に行政がサービスを提供する主体とされますが、ここでは、サービスの提供主体を限定せず、公共の利益の増進に資する行為を表しており、民間企業やNPOなどが提供する公共的な活動を含みます。

イ 行政が保有する情報の有効活用

行政が保有する「情報」という経営資源が社会的に価値の高いものであることに着目し、市民活動団体や民間企業が「情報」を活用することにより新たな公共サービスの展開や企業活動の活性化につながるようオープンデータの取組を推進します。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されたことにより、平成 27 年 10 月から 12 桁の個人番号（マイナンバー）が通知されます。社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、市民の皆様の利便性向上のために市独自の活用が可能であることから、有効活用を推進します。

ウ 公平な行政サービスの確立

これまで、多様化する市民ニーズに応えるべく、市は、提供している様々なサービスの充実を図ってきました。今後は、社会情勢が大きく変化していくことから、事業の目的が現在のニーズに合っているかなどを改めて点検し、より効果的な手法に見直したり、他の事業と統廃合したりすることが必要です。

また、これまでは、サービスを受ける人のニーズを中心とした制度設計をしてきましたが、納税者の意識が高まる中で、直接サービスを利用しない人の立場も考慮した制度設計が望まれます。そのため、受益者負担の原則や制度の持続可能性を意識した新たな制度設計を展開します。

5 計画期間

あつぎ行政経営プランは、第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」第 2 期基本計画を着実に推進するための計画であるため、計画期間を合わせ、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間の長期的な経営戦略とします。

6 推進体制

(1) 行政改革調査委員会

附属機関である委員会にあつぎ行政経営プランの進捗状況について定期的に報告し、意見を伺うとともに、評価・点検を得ながら取組を推進します。

(2) 行政改革推進本部

全職員が一丸となってあつぎ行政経営プランを推進していくための庁内組織で、進捗状況について、評価・点検を行います。

オープンデータ 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのことで、国では、オープンデータ戦略の推進を図っています。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤で、これの活用により、各種申請における添付書類が不要になるなどの利便性向上や行政事務の効率化が期待されています。12 桁の個人番号のほか、13 桁の法人番号があります。

7 取組の公表

行政改革の取組は、市民の皆様を取組の目的をしっかりと説明し、取り組んだ結果がどうなるか又はどうなったかということをお伝えすることで、その効果を実感していただくことが重要です。

そのため、あつぎ行政経営プランの取組効果について、市民の皆様が実感できるよう、進捗状況と併せ、取組の結果がどのように還元されているかを広報紙や市ホームページ等を通じて分かりやすい公表に努めます。

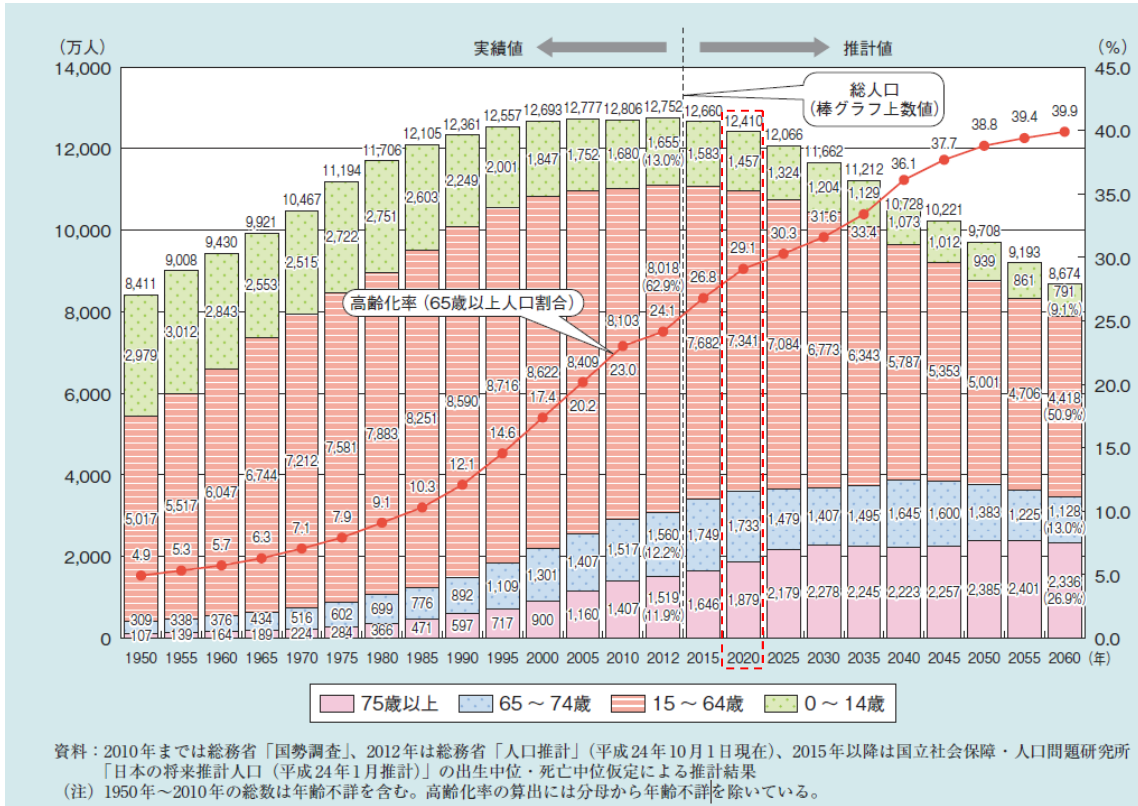
8 あつぎ行政経営プランの見直し

あつぎ行政経営プランは、中間年（平成 29 年度）において見直しを図るものとなりますが、長期的な取組になるものは、当初の計画が、社会環境の変化等に伴い、合理性を欠くことも想定されます。そのため、軌道修正する柔軟性と機能性を持って見直しをすることとします。

なお、見直しについては、実施項目及び実施計画について行うものとし、行政改革調査委員会の審議の上、実施するものとします。

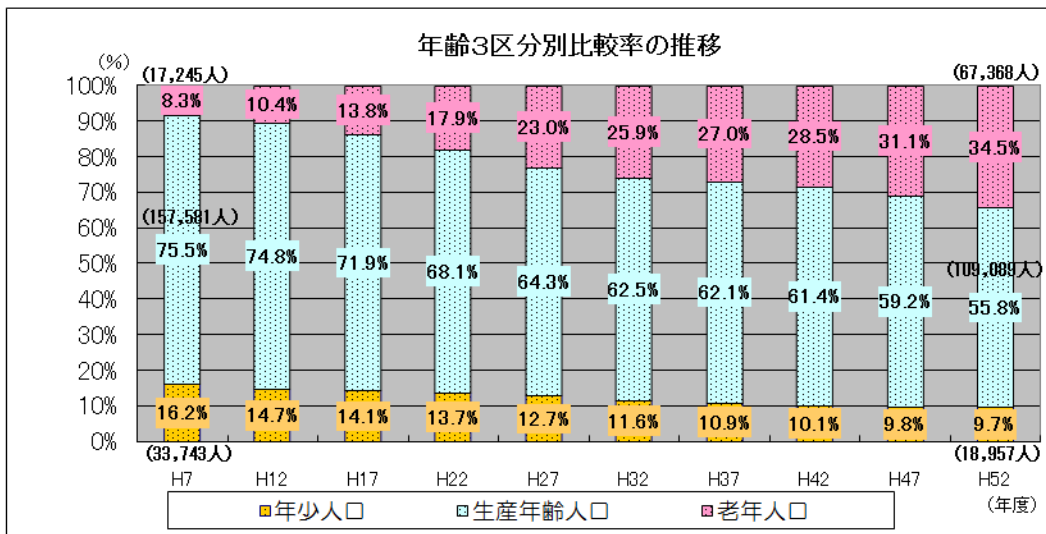
巻末資料

【資料1】高齢化の推移と将来推計（出展：平成25年版 高齢社会白書（概要版））



2030年（平成32年）には、国全体の高齢化率が29.1%に増加し、年少人口が11.7%に減少する推計となっています

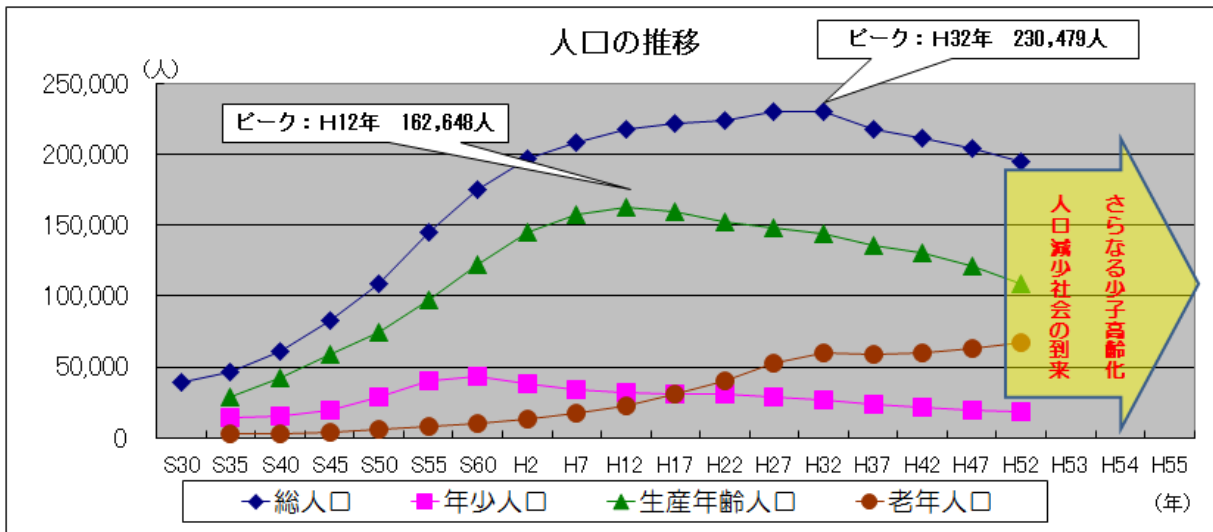
【資料2】本市の年齢3区分別比較率の推移



※平成7年から平成22年までは国勢調査の実績値
 ※平成27年及び平成32年は「あつき元気プラン」推計値
 ※平成37年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」による推計値

平成32年には、厚木市の高齢化率が25.9%に増加し、年少人口は11.6%に減少する推計となっています。

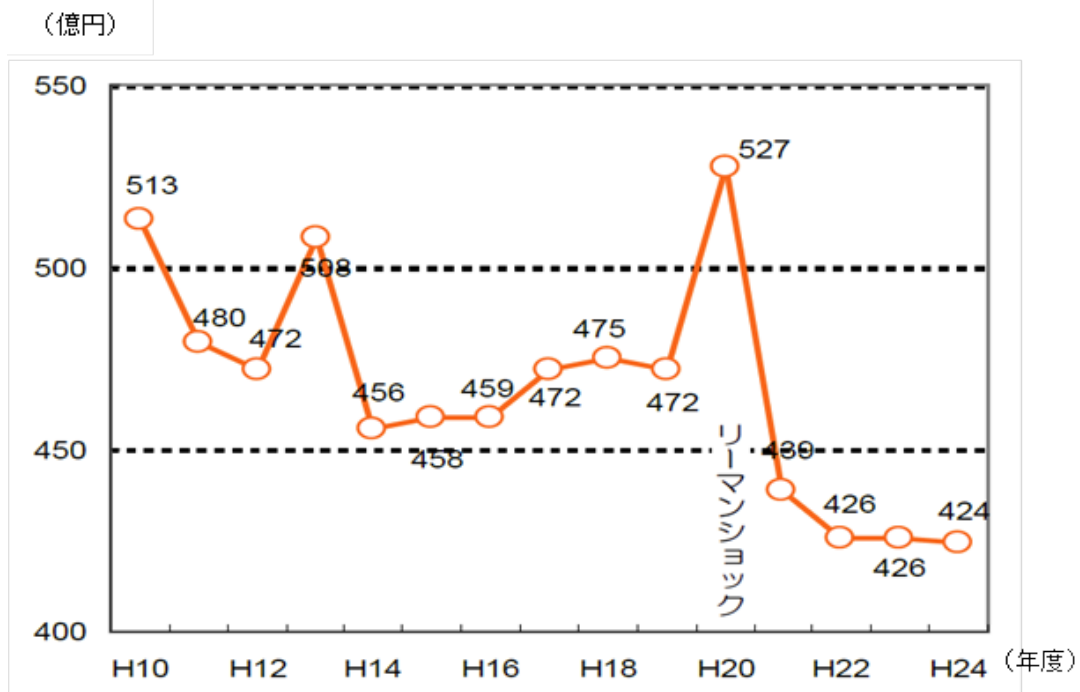
【資料3】本市の人口の推移



※平成7年から平成22年までは国勢調査の実績値
 ※平成27年及び平成32年は「あつぎ元気プラン」推計値
 ※平成37年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」による推計値

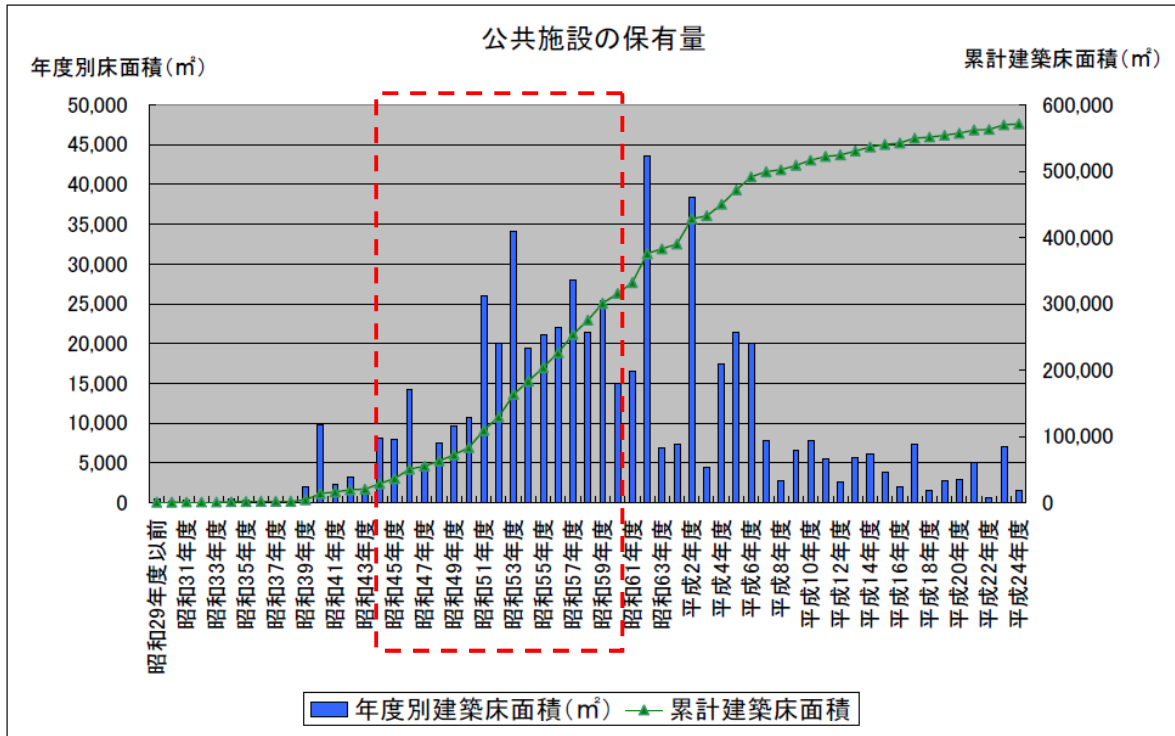
厚木市の総人口は、平成32年をピークに年々減少すると見込まれています。

【資料4】本市の市税収入の推移（出展：あつぎの財政状況平成25年度版）



近年の市税収入は、425億円前後で推移しており、平成10年度と比較すると88億円の減収（約17%減）となっています。

【資料5】本市の公共施設の保有量の推移（出展：公共施設の最適化基本方針）



昭和40年代から昭和50年代に多くの公共施設の整備が進みました。これらの施設の老朽化に適切に対応する必要があります。

第6次厚木市行政改革大綱
「あつぎ行政経営プラン」

平成26年12月

厚木市 政策部 行政経営課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

電 話 (046) 225-2280

F A X (046) 223-4058

U R L <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

e-mail 0600@city.atsugi.kanagawa.jp